

年 月 日

西予市長 様

防災行政用無線局戸別受信機（新設・増設・移動）申請書

西予市防災行政用無線局戸別受信機を（新設・増設・移動）したいので、西予市防災行政用無線局戸別受信機取扱規則第4条第1項の規定により申請します。

設置場所	西予市
ふりがな 氏名	
電話番号	

※借家に住んでいる方でアンテナ（簡易アンテナを除く）が必要な場合は、所有者の同意が必要です。

承諾書

私の所有する家屋に、上記の者が戸別受信機施設を設置することを承諾します。

所有者 住所
氏名

※**太枠**の中のみ記入してください。

誓約事項

- (1) 受信機は、常に良好な状態が得られるよう責任をもって管理する。
- (2) 受信機の設置後に要する電気代、電池代その他の維持管理に要する経費（貸与された戸別受信機の修理費のうち、使用者の責によらないものを除く）は使用者の負担とする。
- (3) 増設の場合は、受信機を10,000円で購入し、設置に要する経費は使用者の負担とする。
- (4) 受信機を故意に破損したときは、実費弁償する。（貸与品外戸別受信機は除く）
- (5) 住民基本台帳により世帯減（転出、世帯合併等）となった場合は、受信設備一式を速やかに返還する。（貸与品外戸別受信機は除く）
- (6) 受信機の設置、使用等により負担した費用について、いかなる場合も一切返還の請求はしない。

保管物品および台数（事務局記入欄）			行政区（ID）
戸別受信機	台	No	
アンテナ（八木式・ダイポール式・簡易）	基	No	

様式第2号(第4条関係)

防災行政用無線局戸別受信機増設許可証

許可第 号
年 月 日

西予市長

年 月 日付で申請のありました西予市防災行政用無線局戸別受信機の増設について、西予市防災行政用無線局戸別受信機取扱規則第4条第2項の規定により、次のとおり許可します。

設置場所	西予市
氏名	
増設の目的	
増設物 品及び台数	戸別受信機 台 アンテナ(八木式・ダイポール式・簡易) 基
許可の条件	(1) 西予市防災行政用無線局戸別受信機取扱規則を順守すること。 (2) 受信機は、常に良好な状態が得られるよう責任を持って管理すること。 (3) 受信機は、1台につき1万円で購入し、設置に要する経費は使用者の負担とすること。 (4) 増設する受信機等の修理費、電気代、電池代その他維持管理に要する経費、移動に要する経費等は、使用者の負担とすること。 (5) 受信機の設置、使用等により負担した費用について、いかなる場合も一切返還の請求をしないこと。

年 月 日

西予市長 様

防災行政用無線局戸別受信機利用廃止届

西予市防災行政用無線局戸別受信機の利用を廃止したいので、西予市防災行政用無線局戸別受信機取扱規則第7条により、届け出ます。

設 置 場 所	西予市
設置していた方のお 名 前	
申 請 者	
廃 止 す る 理 由	

返還物品および台数(事務局記入欄)			行政区(ID)
戸別受信機	台	No	
アンテナ (八木式・ダイポール式・簡易)	基	No	

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

西予市長 様

防災行政用無線局戸別受信設備(亡失・損傷)届

西予市防災行政用無線局戸別受信設備を亡失、損傷したので、西予市防災行政用無線局戸別受信機取扱規則第10条第1項の規定により届け出ます。

報告区分	亡失・損傷
設置場所	西予市
ふりがな 氏名	
亡失、損傷物件	戸別受信機 アンテナ(八木式・ダイポール式・簡易アンテナ)
亡失、損傷理由	

※**太枠**の中のみ記入してください。

処 理 内 容(修理又は再貸与)			
修 理	依頼先		
	依頼年月日	年	月 日
	引渡し日	年	月 日
	修理内容		
再 貸 与	物件名		No
	再貸与日	年	月 日
経費負担	有料・無料	摘要	
負担の額	円		

誓約事項

- (1) 受信機は、常に良好な状態が得られるよう責任をもって管理する。
- (2) 受信機の電気代及び電池代は、保管者の負担とする。
- (3) 受信機を故意に破損したときは、実費弁償する。
- (4) 住民基本台帳により世帯減(転出、又は世帯合併等)となった場合は、受信設備一式を速やかに返還する。

再貸与を希望しますので、上記誓約事項を遵守し保管することを誓約します。

年 月 日

西予市長 様

保管者 住 所
氏 名